

特例認定制度（法第8条の2の3）

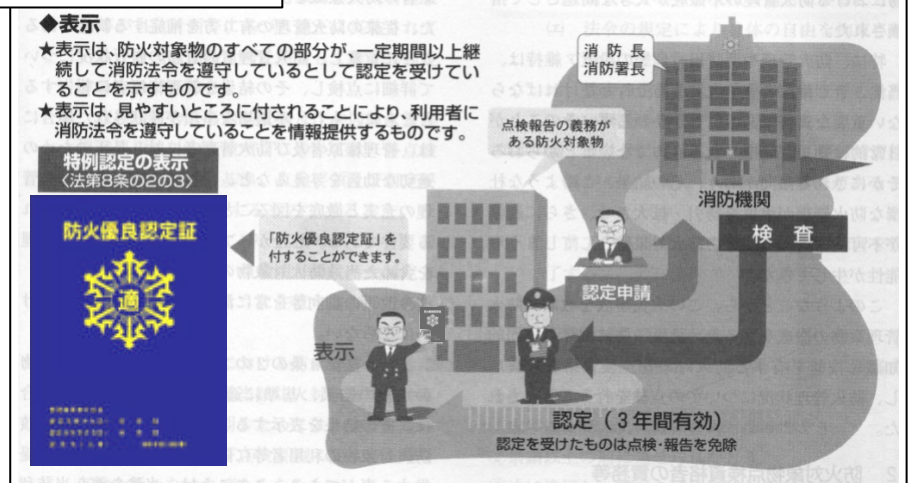
凡例： 法 = 消防法 令 = 消防法施行令 規則 = 消防法施行規則

1 制度の概要

防火対象物定期点検報告制度（以下「防火対象物点検」という。）は、一定規模、用途の防火対象物に対し、一様に点検報告義務を課すことから、優良な防火対象物に対しては、規制強化となり、合理性を欠くことになりかねません。

このことから、防火対象物点検の対象となる防火対象物のうち、一定期間、消防法令の遵守状況が優良であると認められる防火対象物を、消防長又は消防署長は、一定期間、防火対象物の点検報告義務を免除する防火対象物として認定（特例認定）することができる制度です。

特例認定制度の流れ



2 対象となる防火対象物（法第8条の2の3）：防火対象物点検の対象となる防火対象物

3 特例が認定される要件（法第8条の2の3，規則第4条の2の8）

消防長又は消防署長は、特例認定を受けようとする者からの申請に基づき、申請のあった防火対象物について、次のような要件について審査及び検査を実施し、これらの要件をすべて満たしている場合は特例の認定がされます。（次の要件はその一部です。）

- (1) 申請者が当該防火対象物の管理を開始してから3年が経過していること
- (2) 過去3年以内に消防法令違反による命令措置を受けていないこと
- (3) 過去3年以内に特例認定の取消しを受けたことがないこと
- (4) 過去3年以内に防火対象物点検に係る点検と報告が定期的に行われていること
- (5) 過去3年以内に防火対象物点検に係る点検の結果、点検基準に適合していない部分がないこと
- (6) 消防用設備等の点検報告が実施されていること

4 特例認定の効力

特例認定を受けてから3年間は、防火対象物点検に係る点検の義務及び報告の義務の両方が免除されます。

5 特例認定の失効（法第8条の2の3）

次の要件に該当した場合は、特例認定の効力は失われます。

- (1) 認定を受けてから3年が経過したとき
- (2) 管理権原者が変更されたとき

6 特例認定の取消し（法第8条の2の3）

消防法による処分を受けたとき、又は特例認定の要件に適合しなくなったときは、認定は取り消されます。

7 特例認定の表示（法第8条の2の3，規則第4条の2の9）

特例の認定が行われれば、利用される方々に、消防法令への適合状況を分かりやすく提供するために防火優良認定証（右図）を表示することができます。

複数に管理権原が分かれている場合は、すべての管理権原の範囲において特例の認定が行われている場合にのみ掲げることができます。

